

～ 制度調査部情報 ～

2007 年 07 月 30 日 全 2 頁

監理・整理ポストから 監理・整理銘柄に

制度調査部
横山 淳

東証上場制度総合整備プログラム

【要約】

- 2007 年 6 月 22 日、東証は「上場制度総合整備プログラム 2007 に基づく上場制度の整備等について」を公表した。この中で、東証は「監理ポスト」「整理ポスト」という名称を、「監理銘柄」「整理銘柄」に変更することを予定している。
- なお、名称の変更のみで、基本的な機能の変更は予定されていない。

はじめに

- 2007 年 6 月 22 日、東京証券取引所（以下、東証）は「上場制度総合整備プログラム 2007 に基づく上場制度の整備等について」を公表した¹。
- これは、2007 年 4 月に公表された「上場制度総合整備プログラム 2007」²に盛り込まれたテーマのうち、「直ちに実施する事項（第一次実施事項）」を実現するためのものである。
- 本稿では、「監理銘柄」「整理銘柄」について紹介する。

「監理・整理ポスト」から「監理・整理銘柄」に

- 現在、東証では、投資者・市場に周知するために、上場会社の株式に上場廃止のおそれがある場合には「監理ポスト」への割当が行われる。
- そして、上場廃止が確定した場合には、その銘柄は「整理ポスト」に割り当てられる。「整理ポスト」に割り当てられた銘柄は、原則として 1 ヶ月間取引が継続された後（つまり、取引所での最後の換金機会が確保された後）、上場廃止となり取引所での取引対象から外される。
- 逆に、その銘柄について、上場廃止のおそれが解消されたと判断された場合には、「監理ポスト」から通常の状態に戻る事となる。
- 今回の改正案で、東証は「監理ポスト」「整理ポスト」という、いかにも人手を介した「立会い」による売買（いわゆるオープン・クライ・アウト）の時代を思われる名称を、より現在の実態に近い「監理銘柄」「整理銘柄」（いずれも仮称）に変更することとしているのである。

¹ 東証のウェブサイト（<http://www.tse.or.jp/rules/comment/070622-jojo1.pdf>）に掲載されている。

² 東証のウェブサイト（<http://www.tse.or.jp/rules/seibi/index.html>）に掲載されている。

- 「監理銘柄」については、更に「監理銘柄【審査中】」と「監理銘柄【確認中】」に区分することとしている。
- 「監理銘柄【審査中】」は、例えば、有価証券報告書等の虚偽記載のように、上場廃止の判断について、形式的な要件（虚偽記載）だけではなく、「その影響が重大であるか？」といった東証による実質的な審査が必要とされる銘柄が対象となる。
- 「監理銘柄【確認中】」は、例えば、流動性基準などのように、形式的な要件（株主数、時価総額、少数特定者持株比率など）によって、上場廃止が判断される銘柄が対象となる。つまり、形式的な要件に該当するか否かを【確認中】だという訳である。
- 以上の点を整理すると次のようになるだろう。

	現行	改正案	
上場廃止のおそれ	監理ポスト	東証による審査中の場合。具体的には次のケース。 a. 有価証券報告書等の虚偽記載 b. 監査報告書等において、公認会計士等によって「不適正意見」「意見の表明をしない」旨が記載 c. 上場契約等に違反 d. その他公益・投資者保護の観点から上場廃止のおそれがある	監理銘柄【審査中】
		状況を確認中。具体的には、上記 a. ～ d. 以外のケース	監理銘柄【確認中】
上場廃止が確定	整理ポスト	整理銘柄	

- なお、「整理ポスト/整理銘柄」「監理ポスト/監理銘柄」の基本的な機能についての変更は予定されていない。あくまでも「投資者へ上場銘柄の状況を分かりやすく周知する観点」（東証）から名称を変更することが予定されているのである。

今後の予定

- 東証は、今回の改正案について、意見募集（期限は 2007 年 7 月 23 日）に寄せられた意見などを踏まえて、2007 年 10 月を目途に新しい規則を実施することを予定している。